

表示義務のある主な食品

表示義務のない主な食品

日本に輸入が許可されている遺伝子組み換え作物（現在8種のみ）	とうもろこし	コーンスナック菓子 ポップコーン	コーン缶	異性化糖、果糖ぶどう糖液糖等の糖類	水飴	コーンフレーク	この他にも、みりん風調味料、醸造酢、醸造用アルコール、キシリトールなど、数限りない種類が流通！
	大豆	豆腐 油揚げ	納豆	味噌	豆乳	醤油	サラダ油 植物油 マヨネーズ
	なたね						マーガリン
	綿実						その他 ショートニング などの油製品
	じゃがいも	Potato Chips ポテトスナック菓子	冷凍ポテト				
	てんさい				砂糖 (てんさい糖)		※てんさい糖の形で流通しているものに遺伝子組換えのものはほとんどありませんが、アメリカから輸入されたお菓子などには含まれていると思われます。
	アルファルファ	アルファルファスプラウト					
パパイヤ	生パパイヤ (ハワイ産レインボー)						

組換え DNA やそれによって生じたたん白質が検出できないものは表示義務なし

左記の食品に表示義務がないのは、組み換えられた DNA やこれによって生じたタンパク質が検出できないため、検査しても確認できないから、というのが国の言い分です。

上位4番目以下なら表示義務なし

遺伝子組換え農産物が主な原材料（原材料の上位3位以内で、全重量の5%以上）でない場合は表示義務はありません。

5%以下も表示義務なし

意図しない混入の割合は5%までなら許容されていますから、5%入っていても遺伝子組み換えでないと表示できます。

表示義務のある食品で遺伝子組み換えのものは実際はほとんど流通していません。

油とその加工品、糖類は遺伝子組み換えのものが大量に流通しています。しかし、表示がないので食べている実感がありません。

遺伝子組み換え作物の最大の用途 = 家畜飼料も表示義務なし

日本にはたくさんの遺伝子組み換え作物が輸入されていますが、その最大の用途は家畜飼料です。とうもろこしの3/4は飼料となり、大豆・菜種・綿実の油絞り滓も、飼料として利用されています。また、アルファルファの種とてんさいの種も飼料用に輸入されています。しかし、飼料には表示義務がありません。



EU はすべての食品が表示義務の対象

EU では、遺伝子組み換え作物を使用したすべての食品、さらに飼料にも表示義務があります。これは食品の流通経路を追跡調査できるトレーサビリティ法があるためです。意図しない混入の許容率は0.9%です。EU でできることは、日本でもできるはずですが。